

◎平成30年2月農業委員会議事録

開催日時 平成30年2月13日(水) 午前9時30分

開催場所 嘉島町役場2階庁議室

農業委員出席者 下田 司 高木勝美 佐藤光志 村上卓也
岡 牧生 本田博士 中山 忍 岩永俊夫
松永雄治 吉田二郎 林田 篤 山内秀一
友田 廣 榮 恵 森田義美 森下文夫
西岡敏春

事務局出席者 春日公和 篤岡潤一郎 甲斐ひとみ

1 開 会 春日事務局長

2 会長挨拶 下田会長

3 議事録署名人指名 下田議長
議事録署名人として、本田博士委員、森田義美委員を指名する。

4 議 事

- 1) 報告第23号 農地法第18条の合意解約について
- 2) 報告第24号 農地法第4条の届出について
- 3) 議案第37号 農地法第4条の許可申請について
- 4) 議案第38号 農用地利用集積計画承認申請について
- 5) 議案第39号 土地改良事業参加資格交替申出の承認について
- 6) その他

5 閉 会

○報告第23号 農地法第18条第6項の規定による報告について
議 長 それでは議事に入らせていただきます。

報告第23号農地法第18条第6項の規定による届出が2件あつております。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。では、ご説明いたします。議案書1ページ目をご覧ください。番号1。通知者。賃貸人。熊本市東区画図町下無田〇〇〇。〇〇〇〇。賃借人。嘉島町鯉〇〇〇〇。〇〇〇〇。物件は、大字鯉無田〇〇〇。田。729㎡です。契約の内容は平成28年6月1日から平成31年5月31日までの3年契約となっております。解約の合意が成立した日は、平成30年1月10日。土地の引き渡しの時期も同日です。

次のページをご覧ください。番号2。通知者。賃貸人。嘉島町井寺〇〇〇〇。〇〇〇〇。賃借人。嘉島町井寺〇〇〇〇。〇〇〇〇。物件は、井寺向平〇〇〇〇-〇。田。586㎡。同じく向平〇〇〇〇-〇。田。894㎡。井寺中清水〇〇〇〇。田。2,807㎡。井寺古閑鶴〇〇〇〇-〇。田。737㎡。同じく古閑鶴〇〇〇〇。田。482㎡。計の5,506㎡です。契約の内容は平成5年10月25日から平成34年10月24日までの29年契約です。解約の合意が成立した日は平成29年12月1日。土地の引き渡しの時期も同日です。

以上で説明を終わります。

議長 ただいま説明がありました案件は、合意解約でございますので報告のみで終わらせていただきます。

○報告第24号 農地法第4条の規定による届出について

議長 続きまして、報告第24号農地法第4条第1項第7号の規定による届出が1件っております。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。説明いたします。議案書をご覧ください。申請人。嘉島町大字鯉〇〇〇〇番地〇。〇〇〇。申請物件が大字鯉太郎丸〇〇〇〇-〇。畑。10㎡。鯉高八〇〇〇〇-〇。田。48㎡。合計が58㎡です。申請理由は共同住宅。施設の概要は木造2階建て1棟でございます。

次のページをご覧ください。位置図を示しております。北から南北に国道445が記載されております。そこから右側に申請地と記載がございます。浜ん小浦の東側に2筆分ございます。申請地の左側が太郎丸の〇〇〇〇-〇。右側が高八の〇〇〇〇-〇となっております。

ります。1枚めくっていただきますと字図を示させていただいております。まず1枚目が〇〇〇〇－〇。中央に細長い農地がございます。もう1枚めくっていただきますと、高八〇〇〇〇－〇。これも中央に示させていただいております。

説明は以上でございます。

議 長 　　ただいま説明がありました案件は、市街化区域の農地転用でございますので報告のみで終わらせていただきます。

○議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請について

議 長 　　続きまして議案第37号農地法第4条の規定による農地の転用許可申請が2件っております。

まず、番号1の件について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 　　はい。では、議案番号1について説明させていただきます。申請人。嘉島町大字上島〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇。申請物件は、上島南屋敷〇〇〇〇－〇。畑。261㎡。上島南屋敷〇〇〇〇－〇。畑。71㎡。合計、332㎡です。申請理由は個人住宅です。施設の概要は木造平屋建て1棟です。農用地区域でない旨の証明はあります。隣接同意書はあります。資金証明書はあります。開発許可は申請中で見込みありです。地元委員は〇〇委員です。次のページをお願いいたします。位置図を示しております。雨水については、南側の町道の側溝に流す予定でございます。生活雑排水汚水については、既設の下水道につなげるという予定でございます。

番号1についての説明は以上でございます。

議 長 　　次に、地元委員であります、〇〇委員から報告をお願いします。

〇〇委員 　　先日、事務局と現地を確認しましたので、その状況を報告します。申請地は、嘉島町役場から300m以内の未整備農地であるため、第3種農地と思われま。

申請地周辺に農地はありますが、日照・通風等営農上の支障はないものと考えます。

個人住宅ということで、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと思われま。委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

議 長 続きまして、事務局より検討事項について説明をお願いします。

事 務 局 それでは、検討事項についてご説明します。

農地区分につきましては、上島集落内の未整備農地でありまして、本庁役場から300m以内の位置にあるため第3種農地と判断できます。営農上の支障につきましては、北側に農地と隣接はしておりますが、日照・通風等の営農上の支障はないものと判断できました。

総合的に判断した結果、第3種農地でありますし、周辺農地への影響もないことから申請は許可相当と判断できます。

事務局からは以上です。

議 長 ただ今、地元委員と事務局から詳しい説明が終わりましたが、この件について何かご意見、ご質問ございませんか。何もないければ承認でよろしいでしょうか。

委 員 はい。(委員一同)

議 長 ありがとうございます。それでは、番号1の件については承認とさせていただきます。

続きまして、番号2の件につきまして事務局からの説明をお願いいたします。

事 務 局 はい。では、番号2について説明いたします。

申請人。嘉島町大字北甘木〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。申請物件は大字北甘木字飯田溝〇〇〇〇ー〇。台帳地目が畑。現況地目が宅地。面積は115㎡です。申請理由は農家住宅です。施設の概要は木造平屋建て1棟です。農用地区域でない旨の証明はあります。隣接同意書は不要です。資金証明書はあります。開発許可は不要です。地元委員は〇〇〇〇委員です。次のページをお願いします。位置図を示させていただいております。中央に町道が東から西に走っておりますが、北甘木の集落内で北甘木公民館が東側にございます。中央に申請地。もともと〇〇〇〇さんの家があった敷地内のございます。平成28年度の熊本地震で全壊されたために、今回建て直されることにあたって敷地の一部農地があったという案件のございます。次のページをお願いします。中央部に〇〇〇〇番地〇。字図を示しております。東側の斜線が入っているところが家を建てられるとこ

ろでございます。これは〇〇〇〇番地〇を中央に示しておりますが、ここは宅地になっておるところでございます。今回の転用申請についてはその西側です。〇〇〇〇番地〇のカーポートと書いてございます。敷地の一部になっているところでございます。一枚めくっていただきますと、もう既に宅地の一部でしたので、始末書の添付をお願いしたところでございます。

番号2については以上でございます。

議 長 次に、地元委員であります、〇〇委員から報告をお願いします。

〇〇委員 先日、事務局と現地を確認しましたので、その状況を報告します。申請地は、北甘木集落内の農地ですが、10ヘクタール以上の一団の農地集団からつらなる位置にあるため、第1種農地とされます。

農業上の支障については、申請理由が住宅用地の拡張ですので、日照・通風等の支障はないものと思われま。

現地を見てみますとすでに隣接した住宅用地への進入路及びカーポートとして利用されておりました。

始末書も添付されており、土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと思われま。

委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

議 長 続きまして、事務局より検討事項について説明をお願いします。

事務局 それでは、検討事項についてご説明いたします。

農地区分につきましては、北甘木集落内の農地ですが、10ヘクタール以上の一団の農地集団に連たんしておりますので、第1種農地と判断します。

通常、第1種農地は転用することは出来ませんが、不許可の例外規定にあります申請地周辺に居住する者の生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものは許可の対象となります。

申請地は、既に住宅用地として利用されておりましたが、転用の許可を受けない無断転用の状態になっておりましたので、今回の申請により是正されます。

総合的に判断した結果、周辺農地への影響もなく始末書も添付さ

れておりますので、許可相当と判断します。

事務局からは以上です。

議 長 　ただ今、地元委員と事務局から詳しい説明が終わりましたが、この件について何かご意見、ご質問ございませんか。

〇〇委員 　ちょっと聞きたいことがあります。個人住宅と農家住宅とはどう違いますか。

事 務 局 　転用の制度で500㎡未満しか転用が許可されておられません。農家住宅になるともちろん農業を経営しておかないといけないのですが、そこは農業機械等はございますので、1000㎡までの許可申請ができます。農業機械とか農業倉庫とかが置けるというところで、1000㎡までぎりぎり転用の面積として見れますよということです。

事務局長 　普通の住宅であれば、500㎡以下の開発申請がいるということの一つはあります。もう一つは農家住宅であれば1000㎡までは許可しますよと。それで、なおかつ開発行為が必要ではないということになります。当然農家住宅ですので、10アール以上の耕作をしておかないと農家として認められていませんので、開発の除外要件としてですね。

議 長 　ほかに何かございませんか。何もなければ承認でよろしいでしょうか。

委 員 　はい。(委員一同)

議 長 　ありがとうございます。それでは、番号2の件については承認とさせていただきます。

○議案第38号 農用地利用集積計画承認申請について

議 長 　続きまして、議案第38号農業経営基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画書について承認申請が7件っております。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

事務局長 はい。それでは、ご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第13条第1項の規定による、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、同法第13条第4項の規定により同法第18条第2項各号の事項を示して農用地利用集積計画を定めるべきことを町長に対し要請するものです。利用権の設定が7件。面積が24,012㎡となっております。そのうち再設定が、3件の9,153㎡です。

それでは議案書の2ページ一覧表をお願いします。5年で○○○さん。現経営面積が49,273㎡で、今回の再設定が田の3,013㎡でございます。それから、○○○○○○○の設定の5年で現経営面積が3,463,806㎡。これは新規の1,219㎡でございます。それから○○○○で5年の1件で新規で4,287㎡でございます。10年が1件の、8,598㎡で同じく新規でございます。それから、10年です。○○○○の利用権の設定で新規でございます。現経営面積が149,142㎡となっております。新規で10年の田の755㎡となっております。合計が、149,897㎡でございます。それから、○○○○さんが現経営面積65,855㎡。今回の利用権の再設定が2件で6,140㎡で合計面積は変わりません。合計で24,012㎡でございます。

それでは、次のページをご覧ください。○○○○さんと○○○○さんの利用権の再設定でございます。下六嘉八反畑の3,013㎡で5年の反当りの15,000円となっております。利用権を設定する方の同意も得られております。

続きまして次のページが、○○○○○○○○と○○○○さんの利用権の設定でございます。井寺古閑鶴が2筆で、面積が1,219㎡。期間が5年で10アール当り15,000円でございます。

それから次が、○○○○と○○○○さん。3筆ございまして、計面積が4,287㎡。これは5年でございます。10アール当りの使用料が15,000円となっております。

次のページが、○○○○と○○○○さんの利用権設定でございまして、4筆ございまして、8,598㎡となっております。10年で、10アール当たりの賃料が20,000円となっております。

それから次のページが、○○○○さんと○○○○さんの利用権の設定でございまして、下六嘉中市でございまして。これは、新規でございまして、10年契約の10アール当り16,000円となっております。

それから、次のページでございます。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの利用権の設定でございます。上仲間の3筆で面積が合計4,396㎡でございます。10年の10アール当たり20,000円となっております。

それから、次のページが同じく〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの利用権設定でこれは未相続農地ということで別扱いになっております。上仲間の2筆で面積1,744㎡。同じく10年で10アール当たり20,000円です。それから、権利を有する方の同意も得られております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります。集積計画の内容が、町の基本構想に適合し、設定を受けた後において備える要件、農用地のすべてにおいて耕作の事業を行うこと。必要な農作業に常時従事すること。対象農地を効率的に利用して耕作を行うこと。権利者の2分の1以上の同意が得られているなどの要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議長 ただいま、詳しい説明がございましたが、何かご意見ご質問などございますか。

何もないようでしたら承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。

○議案第39号 土地改良事業参加資格交替申出による承認について

議長 続きまして、議案第39号土地改良事業参加交替申出の承認申請が9件っております。事務局の説明をお願いします。

事務局 ご説明いたします。議案書第39号をご覧ください。

このたび、嘉島中央土地改良区より土地改良法第3条第2項及び同法施行規則第4条第1項の規定により基づく申出が提出されております。土地改良法第3条第2項には所有者及び権原に基づき、耕作又は養畜の業務を営む者が、政令の定めるところにより合意によってその資格を交替すべき旨を農業委員会に申し出、かつその申し出が相当であって農業委員会がこれを承認した時はその承認が

出にかかわる農用地は嘉島町鯉瀬剥〇〇〇。田。710㎡です。申し出の理由は、先ほどと同様です。

次のページをご覧ください。現資格者。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇〇〇〇〇〇〇。新資格者。嘉島町鯉〇〇〇〇。〇〇〇〇〇。申し出にかかわる農用地は嘉島町鯉瀬剥〇〇〇〇。327㎡です。申し出の理由は、先ほどと同様です。

最後のページです。現資格者。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇〇〇〇〇〇〇。新資格者。嘉島町上六嘉〇〇〇〇。〇〇〇〇〇。申し出にかかわる農用地は嘉島町上六嘉鈴町〇〇〇〇。田。2,858㎡です。申し出の理由は、先ほどと同様です。

以上で説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局より説明がありましたが、9名の方について何かご意見ご質問ございませんでしょうか。何もなければ承認でよろしいでしょうか。

委員 　はい。(委員一同)

議長 　ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。
本日提案されました案件は、すべて終了いたしました。続きまして、その他となっております。委員の皆様から何かございませんでしょうか。何も無いようでしたら、事務局から何かございますか。
それでは、本日の農業委員会はこれもちまして終了いたします。お疲れ様でした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

平成30年2月13日

会 長 　下 田 　司

委 員 　本 田 博 士

委 員 　森 田 義 美

